

農福連携に取り組む農業者を支援します

神奈川県では、農福連携(※)に取り組む農業経営体等に対し、取り組みを進める上で必要となるトイレや休憩所等の環境整備を支援します。

※農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組のことです。

農福連携推進事業補助金

(令和8年度予算額300万円)

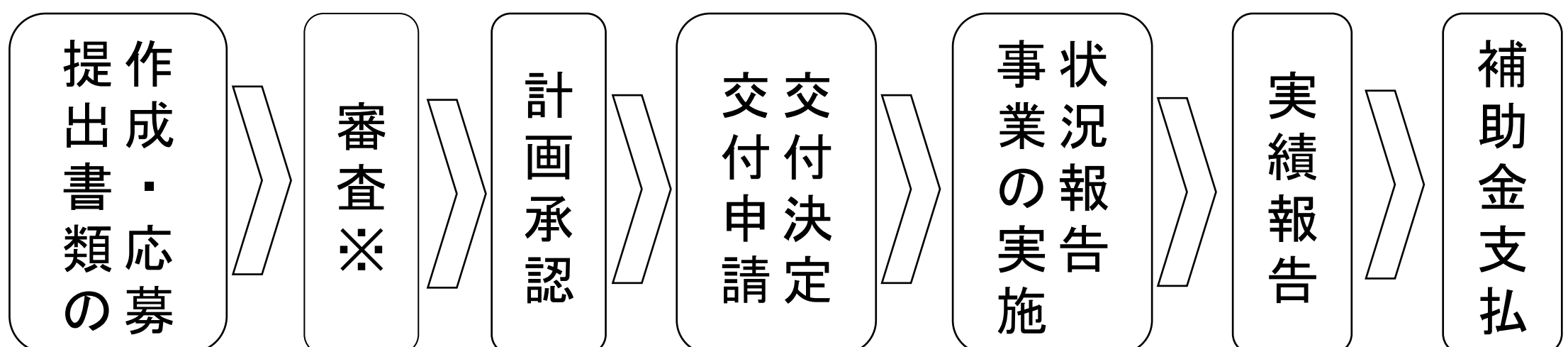
<対象となる取組>

主に障がい者が安全・安心に農業に従事するために必要な
機器や施設等の整備

<補助額>

補助対象経費の1/3以内の額
補助限度額 100万円

○ 事業の流れ



※提出いただいた書類の記載内容を踏まえ、ポイントにより順位付け及び審査を行い、補助対象者を選定します。

問合せ先

神奈川県 環境農政局 農水産部 農業振興課 普及グループ

TEL: 045-210-4446

HP: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f549000/noufuku_hojokin.html



農福連携推進事業補助金の申請にあたって

1 補助対象者

県が実施する農福連携を学ぶ取組に関する研修※1を受講した、若しくは今後受講することが確実に見込まれる農業経営体、又は農福連携を指導する普及指導員等から農福連携に関する指導等を受けた農業経営体※2。

※1 農業振興課が主催する研修が対象となります。それ以外の研修・講座は対象となりませんが、審査の際にポイント加算されます。

※2 ・農地を借りて農業に参入することが確実な農業経営体を含みます。

・農業経営体とは、経営耕地面積が30a以上の規模の農業を行い、1年間における農産物の総販売額が50万円以上の耕種農家となります。

2 補助対象

- (1) 作業場等の環境整備に掛かる費用
- (2) 仮設トイレの設置費用
- (3) (1)、(2)のほか、知事が特に必要と認める費用

3 補助額

・補助対象経費の1/3以内、補助上限額は100万円です。

・ただし、整備等の内容ごとに事業費が30万円以上とします。

(補助対象を組み合わせるとして事業費が30万円以上とすることは可能です)

※補助額の集計後、審査を実施し、補助対象者の選考等を行いますので、希望とおり交付されない場合があります。

※令和8年度内に事業が完了するものを募集します。

4 募集時に提出が必要な書類

- (1) 神奈川県農福連携推進事業実施計画書(実施要領様式第1号)
- (2) 収支計画書(交付要綱様式第2号)
- (3) 見積書、カタログ
- (4) 工事の施工にあっては、実施設計書(実施要領参考様式1)
- (5) 農地台帳又は農地借用書等の農地確保の状況がわかる書類
(すでに営農開始している農業経営体は任意)
- (6) その他知事が必要と認めた書類

5 書類の提出先(以下、「地域県政総合センター等※」という。)

※主な就農地のある市町村を所管する地域県政総合センター等にご提出をお願いします。

名称	住所・電話番号	所管市町村
横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課	〒226-0015 横浜市緑区三保町2076 TEL 045-934-2372	横浜市、川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター 地域農政推進課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 TEL 046-823-0439	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市 葉山町
県央地域県政総合センター 地域農政推進課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 地域農政推進課	〒254-0054 平塚市中里50-1 TEL 0463-45-3150	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター 地域農政推進課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8909	小田原市、南足柄市、足柄上郡 足柄下郡

6 募集期間

令和8年7月7日(火) ~ 令和8年8月4日(火)

書類の提出は、地域県政総合センター等に事前に連絡し、直接持参又は郵送してください(締切日必着)。受付は、土、日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時です。

7 補助金の交付手続き

地域県政総合センター等の所長からの計画承認後、交付申請をしていただきます。交付申請時に必要な書類は以下の通りです。

- (1) 神奈川県農福連携推進事業補助金交付申請書(交付要綱様式)第1号
- (2) 神奈川県農福連携推進事業補助金事業計画書(交付要綱様式第1号-2)
- (3) 収支計画書(交付要綱様式)第2号)
- (4) 見積書、カタログ
- (5) 工事の施工にあっては、実施設計書(実施要領参考様式1)
- (6) 経営体役員等氏名一覧表(交付要綱様式)第3号)
- (7) 農地台帳又は農地借用書等の農地確保の状況がわかる書類
(すでに営農開始している農業経営体は任意)
- (8) その他知事が必要と認めた書類

※応募時に提出した内容に変更がない場合は、(1)、(6)を除く書類の提出は省略できます。

8 補助事業の実施・状況報告

- (1) 事業の着手は、原則、交付決定が通知されてからとなりますが、交付決定前に事業着手する場合は、着手する前に補助金交付決定前事業着手届(実施要領様式第3号)を提出してください。
なお、交付決定は9月以降の予定です。
- (2) 補助事業の11月末現在の状況を神奈川県農福連携推進事業実施状況報告書(交付要綱様式第5号)により12月15日までに報告してください。ただし、当該期日までに補助事業が完了した場合は、神奈川県農福連携推進事業実績報告書(交付要綱様式第6号)の提出に代えることができます。

9 事業の完了及び実績報告書、成果報告書の提出

- (1) 令和9年3月31日までに補助事業を完了(機械等の受領、施設等の完成及び代金の支払い)し、実績報告を行ってください。
- (2) 実績報告は、事業完了の日から30日を経過した日又は令和9年3月31日までのいずれか早い日までに、次の書類を地域県政総合センター等に提出してください。

受付は、土、日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時です(締切日必着)。

- (ア) 神奈川県農福連携推進事業実績報告書(交付要綱様式第6号)
- (イ) 収支決算書(交付要綱様式第2号)
- (ウ) 精算設計書(実施要領参考様式1 実施設計書と同じ場合は省略)※1
- (エ) 財産管理台帳(要綱第7号様式)の写し※2
- (オ) 契約書の写し及び完成写真等、事業内容、成果が分かる資料
- (カ) その他知事が必要と認めた書類

※1 工事の施工があった場合提出 ※2 1件当たり取得価格が50万円以上のものは提出

※実績報告時に、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告してください。精算の結果、補助金に減額が生じた場合は、速やかに返還する必要があります。

- (3) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付します。

10 届出事項

住所、氏名又は電話番号を変更したときは、速やかに文書をもって届け出てください。

11 その他

応募時に添付する実施設計書の作成委託費用や、測量等の事前準備の費用については、自己負担となりますので、ご了承ください。